

聖隷クリストファー大学

学生の感染予防対策について

2019年度



健康管理センター

本学における感染症予防対策

本学は、保健医療福祉の専門職を養成する大学であり、どの学部の学生も学外施設での実習では、感染症の危険にさらされる機会があります。また、自分自身が感染源となり実習施設で感染を拡げる可能性もあり、万が一、免疫力の低下した患者さんに感染させた場合大変な問題になりかねません。そのため実習施設から、実習の際に抗体価検査の結果やワクチン接種証明書の提出を求められる場合があります。また抗体価が低い学生は実習を受け入れて頂けない施設もあります。このような事情を考慮し、学生を感染症から守るとともに、実習先などで学生が感染源になることを未然に防ぐために、大学は必要な予防対策を講じております。

まず入学時に、小児感染症4疾患【麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）】の抗体価検査およびB型肝炎の抗原・抗体価検査を実施します。抗体価が基準を満たさない場合はワクチン接種を勧めています。インフルエンザについても、毎年流行期の前にワクチン接種を勧めています。必要なワクチン接種はぜひ受けていただくようお願いします。結核に対しては蔓延の予防、早期発見・早期治療を目的として、年1回、定期健康診断で胸部X線検査を実施しています。

実習以外の学生生活においても感染症を発症すると学業への影響が少なからずあります。自分自身を感染症から守り集団感染や感染拡大を未然に防止するために、全ての学生の皆さんに必要な対応を取っていただくようお願いいたします。

1. 感染症の検査について

1) 実施時期：4月の定期健康診断で実施

2) 対象学生

- ① 小児感染症抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）
：全学部1年生 編入生 助産学専攻科
- ② B型肝炎抗原・抗体価検査 　：全学部1年生 編入生 助産学専攻科
- ③ B型肝炎抗体価検査（ワクチン接種により抗体価を獲得したか確認のための検査）
：全学部3年生の学生で2年次にワクチンを接種した学生
- ④ 胸部X線検査 　　　　　　　：全学生 年1回実施

3) 費用

- ① 小児感染症抗体価検査(4項目) 　：自己負担：約7,500円（予定）
　　※抗体価検査料金は変更される場合があります。
- ② B型肝炎抗原・抗体価検査 　　　：自己負担なし（大学後援会負担）
- ③ 胸部X線検査 　　　　　　　　　：自己負担なし（大学負担）

2. ワクチン接種について

ワクチン接種は、感染症の原因となるウイルスや細菌の力を弱めたワクチンを体に接種して、その病気に対する抗体（免疫）をつくります。抗体価検査の結果、抗体価が基準を満たさない場合はワクチン接種を勧めます。感染症から守るために、適切な時期・接種間隔に注意しながら、計画的にワクチン接種を受けましょう。

1) 本学が勧めるワクチン接種

- 小児感染症（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）
- B型肝炎
- インフルエンザ（抗体検査はありません。）

注1：ワクチン接種は任意接種です。

ワクチン接種の効果や副反応などについて十分理解したうえで受けてください。

注2：学外実習の際、実習先からワクチン接種の証明あるいは抗体があることの証明を求められる場合があります

2) ワクチン接種の費用

ワクチン接種の費用は全て自己負担です。 ワクチン接種は健康保険の適応にならない自由診療です。医療機関によって料金が異なります。また、ワクチンの種類によっても料金が異なり一般的には3,000円～10,000円程度です。

3) ワクチン接種の実施について

- ① 基本的に学内ではワクチン接種は行いません。各自かかりつけ医療機関等で受けてください。インフルエンザワクチンについては、近隣医療機関の協力が得られた場合は、学内で集団接種の機会を設けることがあります。
- ② 持病や体質などの健康上の心配のある方は、主治医に相談して接種するかどうかを判断して下さい。身体的な理由でワクチン接種が受けられない場合は、入学後健康管理センターにご相談ください。
- ③ ワクチン接種を受けたら、証明できる書類（証明書・領収書など）のコピーを健康管理センターに提出していただきますので必ず保管しておいてください。
- ④ ワクチン接種後、抗体が陽性になったか確認するための検査は、B型肝炎のみ3年次の健康診断で行います。その他のワクチン接種については必要に応じて各自で受けていただきます。
- ⑤ 複数のワクチン接種が必要な場合、接種間隔は種類によって決められた期間あける必要がありますので、計画的に受けましょう。（下記参照）
- ⑥ ワクチン接種で感染症を完全に予防できるわけではありません。またワクチンがない感染症もあります。手洗い・うがいで接触感染を防ぐとともに、自分が感染源とならないよう日頃から健康管理に留意しましょう。
- ⑦ ワクチン接種についての質問、相談は、健康管理センター（☎053-436-3016）で受け付けます。

参考

＜ワクチンの接種間隔＞

ワクチンを接種するときは、その効果および安全性のために、通常、次の接種まで一定の期間をあけることになっています。ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチン（トキソイドも含む）に分けられます。次の予防接種までの間隔は、原則として生ワクチン接種後は4週間（中27日）以上、不活化ワクチン接種後は1週間（中6日）以上となっていますので複数のワクチン接種を受けようとする場合は医療機関に相談して計画的に受けるようにしてください。

○生ワクチンを接種した日から次の接種を行う日までの間隔

生ワクチン	間 隔	次のワクチン
BCG 麻疹、風疹、水痘、 流行性耳下腺炎など	4 週間 (27 日以上あけてから)	生ワクチン または、 不活化ワクチン

○不活化ワクチンを接種した日から次の接種を行う日までの間隔

不活化ワクチン	間 隔	次のワクチン
B 型肝炎、インフルエンザ など	1 週間 (6 日以上あけてから)	生ワクチン または、 不活化ワクチン

生ワクチンは、生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたものを接種することによって、その病気にかかった場合と同じように抵抗力 [免疫] をつけようとするものです。不活化ワクチンは、細菌やウイルスを殺して毒性をなくし、抵抗力 [免疫] をつけるのに必要な成分を取り出してワクチン化したものです

※ 医師が必要と認めた場合には、複数のワクチンを同時に接種できます。
複数ワクチンの同時接種については医療機関にご相談ください。

3. 健康教育について

1) 実施内容及び実施時期

- ①「B型肝炎の予防について」 : 2年次春Semester(4月)
- ②「結核感染の予防について」 : 2年次秋Semester(10月)

2) 対象学生 : 全学部2年生

3) 講 師 : 学校医 (聖隷予防検診センター 医師)

4. 各自で行う感染症予防対策

すべての感染症の発生には、1)感染源 2)感染経路 3)感受性のある人(感染を受ける可能性のある人)という3つの要素が必要です。感染症予防の原則として重要なのは、感染症の発生に必要なこの3つの要素のつながりを断ち切る事です。

1) 感染源対策

感染源とは感染症の原因となる細菌やウイルスなどを持っている人や物、細菌やウイルスなどに汚染された器具や食品などの事をいいます。対策としては常日頃から自分の身近な環境を清掃して清潔を保ち細菌やウイルスなどの感染源を持ち込まない・増やさないを意識しましょう。
また体調が悪い時は早めに医療機関を受診して感染症の早期発見、早期治療を心がけましょう。

2) 感染経路対策

感染経路とは病原体(細菌やウイルスなど)が体内に侵入する経路の事です。対策として、感染源を①持ち込まない ②拡げない ③持ち出さないことが重要です。そのためにはふだんから、うがいの手洗いを励行しましょう。また、咳・くしゃみ・鼻水などの症状がある場合は、マスクを着用しましょう。

3) 感受性者対策

感受性のある人とは感染を受ける可能性のある人のことであり、学内では学生、教職員全員が該当します。特に抵抗力の弱い人（基礎疾患がある人）は注意が必要です。対策としては抵抗力をつけるために普段から健康の保持増進に努めましょう。十分な栄養・睡眠をとることや適度な運動を行うこと、予防接種を受けることなどが重要です。

5. 学校感染症に感染した場合

学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」に感染(または感染した疑いがある場合)は、感染拡大を防ぐために通学を見合わせ速やかに受診してください。

1) 出席停止の措置が必要な学校感染症と診断された場合

①電話で大学に連絡してください。(連絡先：健康管理センターまたは教務事務センター)

②医師が感染の恐れがないと認めるまでの期間、出席停止とします。

無理に登校して感染を拡大させないよう療養につとめてください。

③完治し登校を再開する際に、所定の様式「治癒証明書」を教務事務センターに提出してください。

「治癒証明書」は大学のホームページからダウンロードできます。

2) 学外実習について

①学外実習が近づいたら体調を整え健康観察を行い、異常の早期発見に努めましょう。

学部・学科・専攻により、健康観察用の所定の様式「健康調査表」があります。

②出席停止の措置が必要となった場合の対応については、上記 1)に準じます。

※出席停止となった授業は公欠にはなりません。本人の不利益にならないよう、大学の方針に基づいて、科目担当教員、実習指導担当教員がその措置を判断します。